

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 強い経済を取り戻すため、長期にわたるデフレと景気低迷からの早期脱却に全力で取り組み、国内投資を拡大し、雇用の創出を図り、消費の拡大に繋がる抜本的で有効な経済対策を実施すること。

また、国は、地域経済を支える中小企業の経営基盤強化に向けた支援措置の充実を図るとともに、都市自治体等が独自に実施する地域経済の振興策について財政支援措置を講じること。

2. 中小企業等対策

(1) 厳しい景況下にある中小・零細企業を支援するため、「セーフティネット保証制度」の認定基準の緩和や「中小零細企業保証制度」の継続・拡大等の融資制度の充実並びに税制上の優遇措置の拡大を図ること。

また、後継者不足などの課題を抱える伝統工芸品産業等の中小・零細企業について、企業の能力や地域資源を活用し、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう、引き続き人的支援を含む総合的な財政支援措置を講じること。

(2) 地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。

3. 国内産業の流出防止と地域経済の活性化、さらには生産拠点の分散促進による災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備、企業誘致に対する支援体制の構築や財政支援措置を実施すること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること

4. 「電源立地地域対策交付金」（水力発電施設周辺地域交付金相当分）について、交付期間の恒久化と交付限度額等の拡充を図るとともに、事務手続きの簡素化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう

制度の改善を図ること。

5. 再生可能エネルギー等の開発及び導入の促進

(1) 地球温暖化対策や環境分野への投資による景気対策、並びに安定的な電力供給体制の整備促進を図るため、再生可能エネルギー等の導入に係る関係法令の手続きの簡素化や補助制度の拡充等、総合的な財政支援措置を講じること。

特に、「住宅用太陽光発電導入支援補助制度」を継続して実施するとともに、「グリーンニューディール基金事業制度」の拡充を図ること。

(2) 公共施設や耕作放棄地等未利用地への再生可能エネルギーの導入促進を図るため、関係法令等における規制緩和を行うこと。

また、固定価格買取制度の運用や情報提供に関し、都市自治体に配慮した体制を整備すること。

(3) 省エネルギー・再生可能エネルギーの普及啓発を推進するとともに、機器の性能向上や低価格に向けた技術革新について、積極的に財政支援措置を講じること。

(4) 新たなエネルギー資源として注目されている、メタンハイドレートの実用化を強力に推進すること。

6. 「自転車競技法」、「小型自動車競走法」における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。

7. 地域資源を活用し、持続可能な地域振興を目指すジオパークに対する支援体制の整備を図るとともに、必要な財政支援措置を講じること。

8. 東日本大震災関係

(1) 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」について、事業年度の繰り延べを認めるとともに、必要な予算を確保する等、産業復興に支障が生じないようにすること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備の導入支援制度の対象地域を特定被災地域の周辺地域にも拡充すること。